

こども大綱の策定（令和5年12月22日閣議決定）

○こども基本法 第9条

【第1項】

政府はこども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

【第2項】

こども大綱は、①こども施策に関する基本的な方針、②こども施策に関する重要事項、③その他こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。

【第3項】

こども大綱は、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

こども大綱の策定

（参考）子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項

大綱は、次に掲げる事項について、定めるものとする。

- ① 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ② 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ③ 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- ④ 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ⑤ 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

子ども大綱と子供の貧困対策の推進に関する大綱

※子ども大綱（抜粋）

子ども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を1つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

【子供の貧困対策の推進に関する大綱に係る課題認識】

令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策の推進に関する大綱については、現場には今なお支援を必要とする子どもや家族が多く存在し、その状況は依然として厳しいこと、特に、教育と福祉の連携促進や子ども施策と若者施策の融合等、貧困の状態にある子どもや家庭に支援を届けるまでの民間団体を含む幅広い主体間の連携体制について改善を求める声が多く、更なる施策の充実が必要である。また、教育分野を中心に多くの指標が改善傾向にあるが更なる改善が求められる。

子ども大綱と子供の貧困対策の推進に関する大綱

根拠法：子どもの貧困対策の推進に関する法律

指針：子供の貧困対策の推進に関する大綱

第2次京都府子どもの
貧困対策推進計画

（令和2年度～令和6年度）

根拠法：子ども基本法、
子どもの貧困対策の推進に関する法律

指針：子ども大綱

第3次京都府子どもの
貧困対策推進計画(仮)

（令和7年度～令和11年度）

こども大綱 目次

第1 はじめに

第2 こども施策に関する基本的な方針

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む陰路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(4) こどもの貧困対策

- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)

(居場所づくり)

(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)
(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)

(いじめ防止)

(不登校のこどもへの支援)

(校則の見直し)

(体罰や不適切な指導の防止)

(高校中退の予防、高校中退後の支援)

(3) 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(4) ひとり親家庭への支援

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

こども施策に関する基本的な方針

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

※こども大綱（抜粋）

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。

こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

困難な状況に置かれたこども・若者や、様々な状況にあって声を聽かれにくいこども・若者等も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけではなく様々な形で発する思いや願いについても汲み取るための十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたのか、反映されない場合には理由などをフィードバックし、社会全体に広く発信する。

こども施策に関する基本的な方針

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

※こども大綱（抜粋）

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全てのこども施策の基盤となる。

困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。

こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、孤立・孤独、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係るこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め重層的にアプローチする。

こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

※こども大綱（抜粋）

○こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困ることもや、学習の機会や部活動・地域 クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されている。全てのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるようにする。学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、要保護児童対策

こども施策に関する重要事項

(つづき)

地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して連携し、苦しい状況にある子どもや若者を早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。また、家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全ての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化する。さらに、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援する。成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。

貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。

保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進める。仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める。ひとり親家庭はもちろんのこと、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせて経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、子どもの貧困に対する社会の理解を促進する。

こども施策に関する重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

※子ども大綱（抜粋）

○学童期・思春期（居場所づくり）

全ての子ども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。

もとより子ども・若者の「居場所」とは、子ども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかは子ども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、子どもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くの子ども・若者の居場所になっている児童館、子ども会、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりに関する指針に基づき、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。

こども施策に関する重要事項

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

※こども大綱（抜粋）

○ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率がOECD加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

子どもの居場所づくりに関する指針 <概要版>

令和5年12月22日

目次

第1章 はじめに

1. 策定までの経緯
2. 子どもの居場所づくりが求められる背景
3. 子どもの居場所づくりを通じて目指したい未来

第2章 子どもの居場所づくりに関する基本的事項

1. 子どもの居場所とは
2. 子どもの居場所の特徴
3. 子どもの居場所づくりとは
4. 本指針の性質等

第3章 子どもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

1. 視点の構成
2. 各視点に共通する事項
3. 「ふやす」～多様な子どもの居場所がつくられる～
4. 「つなぐ」～子どもが居場所につながる～
5. 「みがく」～子どもにとって、より良い居場所となる～
6. 「ふりかえる」～子どもの居場所づくりを検証する～

第4章 子どもの居場所づくりに関係する者の責務、役割

第5章 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地方公共団体における推進体制
3. 施策の実施状況等の検証・評価
4. 指針の見直し

子どもの居場所づくりに関する指針の概要①

子どもの居場所に関する背景と理念、考え方等について

背景

理念

子どもの居場所づくり

本指針の性質

居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所があることは不可欠。

地域コミュニティの変化

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっている。

複雑かつ複合化した喫緊の課題

児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、子どもを取り巻く環境の厳しさが増している。

価値観の多様化

価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。

こうした背景によって、様々な地域で居場所づくりが実践されており、国としても考え方を示す必要がある。

全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るために糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

子どもの居場所とは

- ・ こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- ・ その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・ 居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

子どもの居場所づくりとは

- ・ 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- ・ こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- ・ 目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるることである。

対象となる居場所の範囲

子どもの居場所となることを目的としてつくられた場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの（例：学校や塾、習い事など）も、内容が当てはまる部分について、本指針を十分に踏まえることが期待される。

対象となるこども・若者の年齢の範囲

こどもであっても若者であっても、居場所を必要とすることについては同様であるが、その必要性の強弱や提供される機能の違いを踏まえ、本指針では心身の発達の過程にある「こども」を対象とする居場所づくりを中心とする。

子どもの居場所づくりに関する指針の概要②

子どもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

各視点に共通する事項

① 子どもの声を聴き、子どもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

－ こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

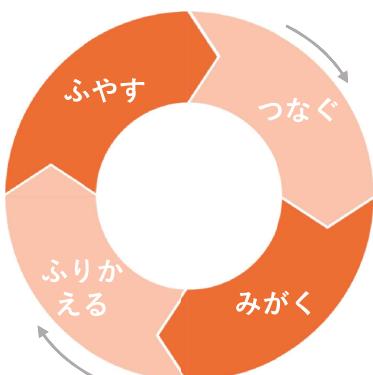
② 子どもの権利の擁護

－ こども基本法等を踏まえ、子どもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③ 官民の連携・協働

－ 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

子どもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

ふやす

～多様な子どもの居場所がつくられる～

- ・ 地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・ 学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・ 新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・ 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・ 災害時においてこども・若者が居場所を持つてもらう配慮する。

つなぐ

～こどもが居場所につながる～

- ・ 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・ こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・ 自分で居場所を見つけていくこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく

～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・ こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・ こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・ どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・ 居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・ 環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる

～子どもの居場所づくりを検証する～

- ・ 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。子どもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

子どもの居場所づくりに関する者の責務、役割と推進体制等

子どもの居場所づくりに関する者の
責務・役割

推進体制等

子どもの居場所づくりに関する全ての者が、本指針で掲げる子どもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間団体・機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取組への関心と理解を深め、自ら参加するとともに、子どもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方公共団体や国の役割

市町村は、量・質両面から子どもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。国は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づき子どもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となって子どもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定することも大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的な策を推進する。

地方公共団体における推進体制

・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。とりわけ、福祉部門と教育部門との連携が重要である。**関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
 ・こども基本法において、都道府県は、国のことども大綱を勘案して、都道府県ことども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県ことども計画を勘案して、市町村ことども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**子どもの居場所づくりについても都道府県や市町村のことども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国において子どもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のことどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、子どもの居場所づくりに関する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、ことども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目途に見直しを行う。**